

平成 31 年 3 月 26 日

(件名)

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づき、以下の 12 法人について設立の認証の取消しを行った。

(平成 30 年度中に取消しを行った法人)

	法人名	主たる事務所の所在地	取消し 根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 伝承芸能普及邦楽教習所 ※1	沼津市岡宮 375 番地の 1	法第 43 条 第 1 項	平成 31 年 2 月 13 日
2	特定非営利活動法人 グローバルビレッジ※2	藤枝市岡部町三輪 639 番地の 22		平成 31 年 2 月 25 日
3	特定非営利活動法人 文化財調査保存ネットワーク	駿東郡清水町湯川 42 番地の 1 セジュール 湯川 205 号室		平成 31 年 3 月 6 日
4	特定非営利活動法人 丹那の里	田方郡函南町間宮 618 番地の 4		
5	特定非営利活動法人 創業塾 O B 会	三島市芙蓉台 1 丁目 13 番地の 15		
6	特定非営利活動法人 伊豆どろんこの会	伊豆の国市古奈 351 番 地の 1		
7	特定非営利活動法人 伊東勇氣学園	伊東市八幡野 1247 番 地の 11		
8	特定非営利活動法人 ふじのくに防災支援センター	静岡市葵区上足洗 3 丁目 8 番 34-7 号		
9	特定非営利活動法人 心のケア・サポートセンター	賀茂郡松崎町岩科南 側 373 番地の 1		
10	特定非営利活動法人 熱海市水泳協会	熱海市渚町 22 番 2 号		
11	特定非営利活動法人 ふじの国いじめ・虐待・不登 校対策協議会	伊豆の国市韮山山木 32 番地の 4		
12	特定非営利活動法人 富士山フォーラム	富士宮市宮町 2 番 9 号		平成 31 年 3 月 9 日

※1 権限移譲市である沼津市による処分

※2 権限移譲市である藤枝市による処分

(根拠)

- ・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。